

第 1 6 回 立 川 市 景 観 審 議 会

平成 2 8 年 7 月 2 5 日 (月)

○日 時 平成28年7月25日(月曜日) 午前9時15分

場 所 立川市役所2階 208・209会議室

会 長 8番 堀 繁 君

副 会 長 3番 小 林 茂 雄 君

2番 川 崎 和 彦 君 4番 小 松 清 廣 君

5番 酒 井 京 子 君 7番 古 川 公 毅 君

9番 萬 田 和 正 君 10番 宗 像 ヨシ子 君

11番 山 口 晶 敬 君 12番 山 崎 誠 子 君

○欠席委員(2名)

1番 加 藤 眞 理 君

6番 杉 山 朗 子 君

○出席説明員

副 市 長 田 中 良 明 君 まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 卯 月 寿 一 君 景観係主任 田 村 由 黄 君

○届出者(3名)

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

イ. 意見聴取

・事前協議案件について

立川駅北口西地区第1種市街地再開発事業

ロ. その他

・今年度の景観施策について

4 閉 会

開会 午前9時13分

○卯月都市計画課長 それでは、これより会議を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。

まず、机上に配付したものからご確認、お願いいたします。

第16回景観審議会の開催通知文、A4判、1枚。本日使用する資料としまして、次第、A4判、1枚。資料2、A4判のパンフレット、事前に送付させていただきました資料1-1、A3判の冊子になります。資料1-2、A3判の3枚つづりの資料になります。過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○卯月都市計画課長 それでは、田中副市長より、挨拶及び意見聴取について、お願いいたします。

○田中副市長 皆さん、おはようございます。副市長の田中でございます。

本日は、大変お忙しい中、景観審議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。また、まちづくりに日ごろからご協力、ご理解を賜りましてありがとうございます。また、引き続きご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

本日、意見いただきますのは、JR立川駅北口デッキの西側に位置する再開発ビルに関する案件でございます。

それでは、意見聴取文を読ませさせていただきます。

立川市景観審議会 会長 堀繁殿。

行為の事前協議等について（意見聴取）

貴審議会に、次の事項について意見聴取します。

記

1、事前協議案件（立川駅北口西地区第1種市街地再開発事業）について。

意見聴取理由

立川駅北口西地区第1種市街地再開発事業について、立川市景観条例第15条第3項の規定に基づき、貴審議会に意見を聴取するものでございます。

立川市長 清水庄平。

よろしくお願いいたします。

（意見聴取文 手交）

○堀会長　それでは、ただいまから第16回の立川市景観審議会を開催いたします。

本日は、意見聴取案件の届出者にお越しいただいております。

立川市景観条例施行規則第37条第8項には、「審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。」としていますが、これについてご異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長　よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、審議会として出席を求めることといたします。

なお、届出者の発言及び質疑につきましては、企業の未公開情報に配慮いたしまして、議事録には残さないことといたしますので、その際には暫時休憩としますが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長　それでは、届出者の方の入室をお願いいたします。

本日、傍聴の方がいらっしゃるということですので、傍聴される方にご注意を申し上げます。

席上に配付いたしました「傍聴者の方へ」という用紙に傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、届出者の発言等の休憩の際は、企業の未公開情報に配慮し、一旦ご退席いただきますので、こちらもご了承いただきたいと思います。

○堀会長　それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題といたしまして、「意見聴取 事前協議案件について」がございます。

事務局より、説明をお願いいたします。

○卯月都市計画課長　それでは、ご説明させていただきます。

まず、資料1-1の1枚目、表紙をごらんください。

今回の案件は、JR立川駅北口デッキの西側に面する再開発事業についてでございます。

本案件は、北口と南口を新たにつなぐ自由通路の入り口にも位置しており、立川市唯

一の超高層ビルとして、新たなシンボルとなる事業であり、低中層部には店舗や事務所、上層部には共同住宅が計画されております。

本案件は、「高度利用地区」という制度を利用しております。建蔽率を本来100%までというところを80%までに抑え、容積率は本来の600%から700%まで引き上げております。

この制度の活用に伴い、事業者は、東京都の景観条例においても、諸制度を活用した大規模建築物として、景観に関する事前協議が必要となり、平成19年8月に東京都へ事前協議書の提出を行っております。平成24年8月に、その変更報告を行っているところでございます。

立川市の景観計画においても、本来、事前協議対象規模の案件であります。本市が景観団体に移行したばかりであり、本市独自の景観計画がまだ策定されていなかったため、東京都景観条例に基づく届け出を平成24年8月に受理しております。

今回は、当時の東京都の事前協議書及び市の届出書には記載のない屋外広告物を新たに追加したいという事業者からの要望があり、変更事前協議書の提出がなされたため、景観審議会にて意見聴取をいただくものでございます。

続きまして、本地区に関する基準等をご紹介しますので、資料1-2をごらんください。

まず、立川市景観計画への位置づけでございます。

本地区は、「中心市街地」に該当し、資料の赤い下線にございますように、「立川の玄関口にふさわしい落ち着きと品格の感じられる景観」「駅前広場を取り囲む建築物による秩序感と連続性の感じられる街並み」「屋外広告物の乱立などにより秩序感のない街並みとならないよう、街並みとしてのバランスに配慮した景観づくり」などを景観誘導の方針としてございます。

それに加え「モノレール軸」にも該当しており、「モノレールからの眺めを意識し街並みが映える景観づくり」を目標としております。

また、立川市景観計画には「屋外広告物の表示等に関する方針」も定めております。

その中には、「大規模な建築物や高層の建築物などにおける屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶことなどから、規模・位置・色彩などを十分に配慮すること」「駅周辺や商業・業務系地区などでは、大規模で過剰な掲出やデッキなどの回遊空間への掲出の抑制など、地域の魅力を向上する屋外広告物の表示・掲出とすること」「地域

特性を踏まえた、統一感ある屋外広告物は、街並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、規制のあり方の検討や広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めること」などを定めております。

ページをおめくりください。

本地域には、「地区計画」も定められております。

「計画図2」にありますように、敷地の北側には幅員3メートルの歩道状空地及び道路境界から3メートルの壁面線がございます。これらの壁面後退区域においては、歩行者の通行の妨げとなる工作物や、公益上やむを得ないと市長が認めていないもの等は、設置ができないこととなっております。

また、壁面線内外にかかわらず、屋外広告物は建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した配置位置、形態、規模、デザイン等に努めることが、定められております。

次に、右側の「東京都景観条例」についてですが、先ほどご説明しましたとおり、本事業は「高度利用地区」という制度を活用しているため、東京都へ事前協議書の提出が必要となります。その書類の中で、「措置状況説明書」というものがございます。

これは、定められた景観形成基準に対して、計画の配慮状況を事業者側が説明する資料となります。その中で、屋外広告物についても記載がされておりますので、抜粋して載せております。

ただし、本基準は地上10メートル以上に限定された基準であり、本計画の場合は、東京都の協議により、地上ではなくデッキ階から10メートル以上の部分についてということになります。

東京都景観条例の事前協議書の下線の基準を要約しますと、デッキ階から10メートル以上については、「窓の内側の広告物等の不可・壁面広告は自社名等に限定」「壁面広告物の光源は白色系で点滅は不可」「壁面広告物の高さは3メートル以下、かつ長さは壁面幅の3分の1以下」となります。ただし、壁面広告物に突き出し看板は含まないとの東京都の見解がございます。

次に、ページをもう1枚おめくりください。

今回の地域の周辺の「地域ルール」をご紹介します。

これは、本地域に隣接する立川駅北口駅前地区区画整理事業が行われた際、その促進協議会にて定められたガイドラインとなります。

その中に、右中の図の赤枠で囲われた範囲がありますが、赤く塗り潰された本事業地と密接にかかわっている場所と考えられます。

区画整理事業完了後の本ガイドラインの運用について、現在見られる伊勢丹などの大規模な建築物は本ルールに基づいて建てられております。当時としましても、細かく厳しい基準と考えております。

ここで、資料1に戻りまして、7ページ、右側の写真をごらんください。

従前、市との協議においては、低層部のカーテンウォール上部と下部に設置する「LABI」という文字2カ所と、低層部の側壁面の上部、「LABI」という文字と水色で示された各テナント名が入る屋外広告物については、認める方向で協議を進めてきた経緯がございます。

ただし、7ページにあります突き出し看板や、次の8ページにございます「LABI」という文字以外の「ガラス内のシート貼り」及び「デッキレベル面の壁面広告物」等については、立川市景観計画の屋外広告物に関する方針である「大規模で過剰な掲出やデッキなどの回遊空間への掲出の抑制」、地区計画における「屋外広告物の建築物との一体性、歩行空間との調和に配慮した意匠」などの観点からしまして、市としては非常に課題があり、景観上も望ましくないと考えております。

また、3ページに戻りますが、地盤レベル10メートル以下のところに記載されています店舗のつり下げサインと店舗の突き出しサインは、地区計画の壁面後退区域であり、「公益上やむを得ない」ものとは言いがたいため、市としては認めることはできないと考えております。

説明は以上でございます。

○堀会長 事務局の説明が終了いたしましたので、届出者より説明をいただくために、暫時休憩に入らせていただきます。

企業の未公開情報への配慮のため、傍聴者の方は、大変恐縮ですが、一旦ご退席をお願いいたします。

〔休憩 午前 9時28分〕

〔開議 午前10時49分〕

○堀会長 それでは、もうないようですので、休憩前に引き続いて、審議会を再開したいと思います。

傍聴者が来られるまで少々お待ちください。

大変長らくお待たせいたしました。大分いろいろ質問が出たもので、申しわけございません。

それでは、本事前協議案件につきまして、ご意見等がある方はお願いいたしたいと思っております。

今度は意見です。質問ではなくて、先ほどの改めて。

○酒井委員　もう一回、繰り返し、意見ということで、また申し上げます。

こちらの建物には、1階に立川市の窓口サービスセンターが入りますね。立川市が再開発をしたということで、多少公共的な意味合いも持っている建物でございますが、例えばこの中には、サービスセンターがどこにあるかというものを、全く表示するような広告は計画されておらず、立川市のほうでもこれから考えるというふうに伺っておりますが、例えば2階に、駅からおりられた方が、2階のコンコースで、この1階にそのサービスセンターがあるんだということを表示できるようなものも何もございませんし、例えば観光案内所も設ける可能性がある。それは、市民ではなくて、外から遊びにいらした方ですね。そういう方にも、このビルの中にこういうものがあるんだ、また立川市に今度転入される方も、こんな駅前に、駅に連動したところにサービスセンターがあるんだということ、そういうことがわかるような、そういうような表示というのも考慮して、計画していただければと思います。

○堀会長　それで結構だと思うのですが、そのときには掲出するもののデザインは極めて重要ですので、それもあわせて十分ご検討いただければと思います。

ほかにご意見いかがでしょうか。

どうぞ、たくさんあるんじゃないですか。

では、山口委員。

○山口委員　それでは、まず21世紀に向けてというか、21世紀の新しいビルということ、を推進していただくために、まずガラス壁面のこの看板というか、シートはやめていただきたい。中のディスプレイ等で、何か楽しそうなものがあるなとかいうことを工夫してもらうことはできないのかと。先ほどちょっとにぎわいを創出するのだということ、ほかの既存のビルで壁面に看板がたくさん出ている、あれを参考にしてというか、あれがあるからいいじゃないかというような意識があるのではなくて、あれはもう全く景観上は非常にひどいものだというふうに思って、もっとここはメインの高層のビルで、今後の景観を先導していく、すばらしい看板なりディスプレイだということをお知らせ

ものにしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○堀会長　　お願いします。

○小松委員　　やはりこの建物自体は、立川のランドマークとなる建物ですので、やっぱりランドマークに合わせたようなデザイン性というものを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

ただ、実際に低層階には物販のお店も入るわけですから、そこら辺のPRということも必要だというふうには感じておりますので、ぜひこのランドマークタワーに合うような形のデザインを、ぜひ設定をお願いできればなというふうに思います。

それから、もう一つ、イメージですけれども、参考の資料の7ページをちょっと見ていただきたいんですが、ちょうど中央の奥に今回のビルが建っているんですが、その右、みずほ銀行の隣に、やはり皆さん、見ておわかりのとおり、上層階に飲み屋さんとかカラオケの入っているビルがあります。これを見ていただくと、今、「LAB I」というのが左に見えて、右にカラオケ屋さんなんか入っていますけれども、レベル的には何となくイメージが一緒なんですね。そうすると、立川のやはりイメージというのは、こんなことでいいのかなというふうに個人的には思いますので、ぜひそこら辺はご配慮いただきたいと……。

○堀会長　　それは、看板のデザインに関することですかね。

○小松委員　　どこがなじむとかなじまないとかということではなくて、とりあえずは私の意見としては、看板は必要不可欠な部分があるかと思しますので、そこら辺はデザイン性を配慮していただきたいということです。

○堀会長　　ほかにいかがでしょうか。特に当初協議から、今回、事業者さんのほうからの提案が、たくさん看板がふえているというお話がありまして、そこに関しましてもご意見をいただければと思います。ほかでも結構です。

○宗像委員　　そうです、私、さっきも質問しましたけれども、1つは当初協議より大分看板をふやして、しかも大きな看板がたくさんあるという印象です。やはりここ、立川の住居と一体化になったビルですし、駅前の顔ですから、やはりヤマダ電機さんもどうか、設計のほうの方も、発想の転換というのをしていただいて、必要最小限、それから建物に合ったようなデザイン、さっきのサービスセンターとか観光案内所等のサインとあわせて、必要最低限で、しかも新しい発想で、縦も横も、つまり正面も横からもな

んで、同じところに、入り口の正面、それから横からつり下げとか、そういうふうなもののは以前の発想だと思いますので、新しい発想でサインを考えていただきたい。

それから、山口さんもおっしゃいましたけれども、ガラス面のサインは、やはり商品とか、そういうディスプレイで人々を惹きつけるような工夫ということで、極力ガラス面を看板、サインで覆わないような工夫も考えていただきたいと思います。

それから、1階、2階、3階、さっきの参考の07とか08のところ、今の計画より、またそれぞれの店で余計な色々なサインを後からするなんてことは、私はもう絶対反対です。もう本当にビックカメラさんでも、そういう電気屋さん、特に今後、一つ心配なのが音なんです。もう電気屋さん、特にヤマダ電機さんも、新宿のほうに行っても、何に行っても音がすごいですよね、店舗の中に入ると。それがやっぱり外も流れています。そういうことの配慮も、これから考えられるのだと思うのですけれども、広告物だけでなく、そういう音の配慮も今後の重要な課題じゃないかと思っています。とにかく、発想の転換をして、極力、市のほうも、当初予定は大変少なかったわけですから、必要最低限、それから最少、それからまちの景観、まちの玄関の駅周辺と、これから「ああ、ヤマダ電機さんの発想はすごいな」と、やっぱりそういうふうに見られるような、これからのまちづくりに参考になるような考え方を、思い切った発想の転換をしていただきたい。強く要望します。

以上です。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○萬田委員　この建物につきましては、本当に市民の皆さんも、多分、生活においても便利になるし、期待している建物ではないかなと思いますので、この建物がまたさらに近隣市からも多くの来街者が来ていただける、そういう建物でもございまして、立川市のイメージがさらにアップするということにもつながるわけですので、そういう中では看板等についてもいろいろ環境に配慮できるようなことができれば、さらに私は市民の皆さんとしてもうれしいかなというふうにも思います。そういうことで、その辺をご配慮賜りたいと、こういうふうにも思っております。

○堀会長　どうぞ。

○山崎委員　せっかくガラス張りの低層部をつくっているのに、シートを張って隠すとか、あと広場の部分に、緑化されているはずの部分に看板が出ているとか、もともとこの建物が持っている格とかデザインというものを、何か潰してしまっているような

気がする提案になっているかなと思います。なので、ガラスのファサードの美しさとか、この広場の緑化がよりよく見えるような手法ですとか、あと今後、結局、建築にかかわる部分で今は、このような審議が行われているんですけども、備品扱いになります可動式のサインですとか、そういうものが出てこないということもないと思われますので、全体をトータルで見て、このファサードのよさみたいなことをもう一度。あと字が多いというのも、何か非常にうるさい感じをさせるものになっていますので、この提案自体、ここまでの字を読まないと思うんですけども、その辺の部分のボリュームとかバランスということを考えていていただきたいなと思います。

○堀会長　ほかにいかがですか。

○古川委員　よろしいですか。

○堀会長　はい。

○古川委員　突き出し看板の①、店舗①突き出しサインと言うのでしょうか、3ページの①つり下げサインですね、つり下げサインと、それからもう一つ、反対側にもある店舗①つり下げサインが、東側と西側、両方に、5ページによるとありますが、これは本当に何か、10ページの図から見ても、ちょっと違和感があるのではないかと。また、これについてはちょっと、なくてもいいのではないかとということで検討されたいということが1つと。

それから、①の突き出しサインって、縦型のやつは、場合によっては案内上、必要なのかもしれないが、これについては先ほどの市の施設、案内施設、窓口サービスなんかのセンターのありかを知らせることもできることもあり得るので、これについては、これは各テナントが出し合うというのではなくて、やっぱり組合が設置する、責任を持って管理するというようなことも含めて、検討されるべきではないかというふうに思います。

以上です。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○川崎委員　この看板の配置とか、壁面に1カ所ずつとかという条例に基づいた範囲内で、できるだけ多くしたいという意図がちょっとうかがえるのですけれども、よくルミネとか、建物愛称で大体呼んで、今まで立川の場合なんかはきいていると思うんですね。テナントさんのこういう看板ということも必要なのかもしれないんですけども、この建物の愛称というのは、もっとここに、ちょっとタクロスって書いてあるのでしょうか

ね。ですから、そういう意味で、やっぱり立川の名所というのか、立川のシンボルタワーとしての愛称というのは、前面に出してもいいのではないかという気もします。

あとは、この看板の配置と面積が、これで許可とか認可されると、これ自体が既得権になってしまう。そうすると、このスペースだったら何を張ってもいいというようなことになりかねないので、例えば色彩であるとか、そのロゴの大きさであるとか、その辺も含めて、何かもうちょっと立川、堀会長のおっしゃる、要するに立川にとってどう貢献すべきかということに尽きるような気がします。そういう細かい配慮が、やっぱりちょっと見当たらないなというのが第一印象でした。

以上です。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○小林副会長　看板の大きさとか量は、もう少し小さくしたほうがいいと思うんですけども、個人的な意見としては、この上にある突き出し看板は、景観的には、個人的には認めていいかなという気はするのですが、ガラスの中に張るシートは、ちょっと下品な感じがして、先ほど山崎委員がおっしゃったように、もともと持っている建物の価値とか、そういったものをかなり、景観的なよさとかをなくしているような印象を受けるといって、あと先ほど川崎委員がおっしゃったように、色彩をもう少し配慮していただきたいと。今、「LAB I」という看板が、白と紫を基調として使っているのですが、例えばこういう色に限定するとか、いろんな色彩、彩度の高い色彩を使ってしまうと、同じ大きさの看板でもかなり景観的に美しくないで、特にペDESTリアンデッキの上空にある、景観的に遠方から見えるような場所の看板については、かなり色彩を限定した使い方をして、割と統一感のあるような看板にしていただければと思っています。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○山口委員　小林先生と違って、その突き出し看板は絶対反対なのです。壁面の、今はない状態できれいに通って見えているんですね。それにあの突き出し看板が出ると、いかにも何か景観を害するというふうに、そこまでしてこの表示をしなきゃいけないものなのか、今の時代にですね。もっと壁面をすっすつと、一面、すっきりしたほうがいいのではないかというふうに思うんですね。その辺は、会長はどのように思われますかね。

○堀会長　この資料1-1の1ページ目、北面のイメージパースと参考07、比べていた

できれば一目瞭然かなと思いますね。表紙のこういう建物として認めたわけですよね。それが、参考07を見ていただきたいのですが、変わっているのは建物ではないですね。建物は変わってないですね。広告物が変わったんですね。どうですか。もう参考07のほうは、どこにでもある普通のビルになっていますよね。1ページ目の表紙のほうは、これぞやっぱり立川、立川の将来の姿を示せると私は思います。

ほかに。これは意見じゃないです、済みません、コメント。

意見いかがですか。よろしいですか。

では、私のほうから少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、看板の数と面積と位置ですが、これは当初協議を超えないということを、まず大前提に議論を進めていただければと思います。

次に、当初協議も十分練られたものと私には見えませんので、これもぜひ再考していただきたいですね。やはり今お示した資料1-1のこれが理想の姿で、これを大分、その当初協議、先ほど説明ありましたように、この上の看板ですね、「LAB I」という、それから横、参考07のほうですけれども、ブルーのこの看板ですね。この今見えているのだと3つです。上のほうの「LAB I」という看板が2つ、それからブルーのちよっと下、見えていますけれども、6つね。これが当初、当初協議で、これはいいのではないかというふうに市のほうが言ったものですが、これも本当にこれでいいのですか、ぜひもう一回、再考していただきたいなと思います。

それから、今回のご提案に入っていないもの、先ほどの例えば参考の08写真の多くのものが、実は今回の申請といいますか、提案の中には入っていないというお話でしたし、のぼりとか置き看板とか、先ほどもご指摘ありましたけれども、普通こういうものはたくさん出るものなんですね。そういうものが、やはり全体で印象を決めていきますので、全てともかく市と意見交換をして、ここはおしゃれ、もうおしゃれの1点でいくのだという強い気持ちでいていただきたい。

我々は、この建物は、本当に立川の将来の姿だと思っているんですね、私たちは。それを、いや普通のビルと同じで、建物よりも、その建物の壁面をどう看板に使うかかなんだと。そうではないと、私たちはそう思っていないというところをよくお考えいただきたいと思います。建物で惹きつけていただきたいですね。建物の壁面につける看板で惹きつけるのではなくて、建物で惹きつけていただきたいのですよ。そういう建物であると信じておりますので、ぜひそういう方向でご検討いただければと思います。

それから、デザインですね、一つ一つの看板のデザイン、それからトータルのデザインですね。先ほど小林副会長からも、その色のお話とかありましたけれども、デザインがまだ全然練られていないというか、これからの検討なのだろうと思うのですけれども、ぜひ考えていただきたい。もちろん全国展開している大企業さんですから、全国の一貫性、整合性ということが大事であるというのはよくわかりますが、それを十分こちらも承知した上で、やはり立川にふさわしいデザインにしていきたいと強く希望いたします。

それから、内照式、明かりが入るものがありました。これにつきましても、入ったときの見え方については、十分それは今回、示されておりませんので、市のほうと十分検討していただきたいと思います。

それから、あとは市に対する要望になりますけれども、市としては、これは立川市全体の姿の今後を決める重要な案件なのだということを、再度、肝に銘じていただいてしっかりやっていただければと希望します。

私からは以上です。

ほかにかがでしょうか。補足で、いやちょっとこれ抜けているんじゃないのというのがあれば。

○宗像委員 補足です。

先ほどいろんなところにサインが欲しいのは集客のためとか、わかってもらうためということなのですけれども、立川に住んでいれば、今、モノレールを利用したり、中央線、いろんなところを利用していますけれども、そんなに看板が、1階から上階まで何方面になくても、皆さんもうあそこのデッキを利用して、南北を利用したり、いろんな方向で人が動いていますから、それから情報もそれぞれいろいろ発達して皆さん行っていますので、先ほど言いましたように今までの発想で、やっぱり切りかえていただきたいんです。そんなあっちこちに看板がないとわからないなんていう、そういう市民ではないと思う。立川に集まってくる方たちは、いろんなお店もたくさんありますので、みずから情報を得たりなんかして、看板がそんなになくても、もうどこに何があるとか、どんなお店があるというのは、十分、皆さん情報を得ていますので、ましてこのヤマダ電機さんみたいに全国展開をやっているお店でしたら、そこを逆に逆手にとって考えたサインとかしていただきたいのと、もう一つは、どんどんやっぱり内側に、さっき移動式サインというの、あっと思いましたけれども、足元の通路に、だんだんそういうお店

も、どんどんそういうのを置いてきて、通行する人の邪魔になったりということもありますから、ぜひ組合とか、そういうところで看板の設置については、共通理解というか、お互いにそういうことについてきちんと話し合っていて、看板が当初よりふえることのないように工夫していただきたい。

以上です。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○酒井委員　よろしいでしょうか。

○堀会長　はい、お願いいたします。

○酒井委員　3階には、この公開広場というようなのも設けられているので、このお店に来るのではなくても、この広場で結構くつろいだりとか、そういう方たちもいらっしやると思うんですね。そういう方々がくつろいで見ているときに、見ていて楽しいように感じるようなセンスがいい、広場の雰囲気にも合うような、そういうような広告というのも、これから考えられるいいチャンスではないかなと私は思いますので、そこら辺はよろしくお願いいたします。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、意見がいろいろと出ましたので、意見の取りまとめにつきましては、事務局と調整した上で会長一任とさせていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○堀会長　それでは、意見聴取について、これで終わります。

届出者の方、ご苦勞さまでございました。ご退室をいただきます。

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、その他として今年度の景観施策につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○卯月都市計画課長　それでは、今年度の景観施策についてご説明いたします。

資料の2をごらんください。

昨年度、景観形成ガイドラインを策定している中で、その中の共通編を一部抜粋して、一般の方に向けた景観啓発パンフレットとして、別にまとめることをお伝えしております。

景観形成ガイドラインにつきましては、前回、2月の景観審議会に諮らせていただきまして、無事3月に発行することができております。まことにありがとうございました。

このたび、市民の皆様に向けた無料配布用のパンフレットとして資料2を作成いたしましたので、ご報告いたします。

表紙には、「ひとにやさしい景観づくりをはじめよう！」というテーマを掲げ、景観づくりで重要となる「おもてなし」や「心地よさ」を、なるべく言葉でなく写真で感じることができるよう表現いたしました。

中面では、ガイドラインの共通編からの抜粋で、「景観とは何か」「景観整備の重要性」についての説明に加え、景観を身近な問題として捉えるよう、「色々な街の取り組み」について掲載しています。

裏面は、立川市のこれまでの取り組みで主なものを紹介しています。

過去3回の景観セミナー、立川駅南口の夜間照明実験、小学校での景観教育など、掲載させていただいております。これらは景観審議会委員の皆様の大なるご協力をなくしては、実現できなかった施策ばかりとなっております。

今年度も、この景観啓発パンフレットの発行を初め、引き続き景観セミナーや学校教育など、新しい施策を検討していきたいと考えております。

マイナスの景観抑制である景観届出手続に加え、プラスの景観創出となるこれらの施策を充実させることで、立川市の良好な景観づくりに努めてまいります。

景観審議会の委員の皆様には、貴重なお時間をいただきますが、今後ともご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○堀会長　　ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○堀会長　　それでは、全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたと思います。

○卯月都市計画課長　委員の皆様には、本日、活発なご審議をいただき、ありがとうございました。

事務局より、事務連絡がございます。

本日の景観審議会の議事録につきましては、初校を事務局が確認した後、メール、または郵送などによりお送りしますので、ご確認をお願いいたします。

また、この後、本日これから市内の景観ポイント、お車でご案内する予定となっております。ご参加いただける委員の皆様につきましては、そのままお残りいただければと存じます。

景観審議会は、本日はこれで終了となります。長時間ありがとうございました。

閉会 午前11時20分